

評価指標、評価点の解説

高潮対策

【大項目：事業効率 中項目：投資効率性】

1. 費用対効果

5点 費用対効果：B/C > 1

0点 費用対効果：B/C < 1（前提条件としてOUT）

【大項目：波及的影響 中項目：住民生活 小項目：公共サービスの向上】

1. 災害発生時の影響（広域的な影響）（広域：国、県レベルでの影響）

5点 広域的な影響がある。（隣接地域、関連地域への影響）

特に重要かつ広域的な公共・公益施設（高速道路、幹線鉄道、空港等）の存在

《解説》

高速道路、新幹線や 本線等の幹線鉄道、第3種以上の空港等の施設に該当するもの。

4点 広域的な影響がある。（隣接地域、関連地域への影響）

広域的な公共・公益施設（直轄国道、広域的なライフライン、鉄道、空港、官公署（国（ブロック機関）、県庁）等）の存在

《解説》

直轄国道 号線、送電線やガス・水道、下水道の幹線、共同溝、出力数十万kw以上の発電施設、国の出先機関や合同庁舎、県庁舎、下水処理施設、ゴミ焼却施設に該当するもの。

3点 上記に該当しない。

【大項目：波及的影響 中項目：住民生活 小項目：生活機会の拡大】

1. 海岸利用のしやすさ（いきいき・海の子・浜づくり）

- 5点 「いきいき・海の子・浜づくり」に認定される予定である。
- 3点 「いきいき・海の子・浜づくり」に認定される予定はない。

2. 海岸利用のしやすさ（海と緑の健康地域づくり）

- 5点 「海と緑の健康地域づくり」に指定される予定である。
- 3点 「海と緑の健康地域づくり」に指定される予定はない。

【大項目：波及的影響 中項目：住民生活 小項目：快適性の向上】

1. 海辺眺望の可能性（水たたき通路延長）

← 新規項目

- 5点 計画されている水たたき連続通路延長が護岸延長の80%以上。

《解説》

海辺の眺望阻害解消のため、計画されている水たたき連続通路延長の割合

- 4点 計画されている水たたき連続通路延長が護岸延長の40%以上80%未満。
- 3点 上記に該当しない。

2. 海辺へのアプローチ性（階段護岸延長）

- 5点 計画されている階段護岸延長が護岸延長の80%以上。

《解説》

200m程度毎に水際まで近づくことができる安全な通路が計画されていれば100%。（アンケート調査結果より）

80%とは250m程度毎に安全な通路が計画されているケース。

- 4点 計画されている階段護岸延長が護岸延長の40%以上80%未満。
- 3点 階段護岸の計画がない。

【大項目：波及的影響 中項目：地域経済 小項目：生産の拡大】

1. 生産の拡大

5点 関係市町村で、民間投資誘発効果が見込まれる。

《解説》

民間投資誘発効果とは、海岸事業と直結した住宅建築、産業立地等の民間投資を指す。具体的な算出方法としては、既整備区間や近隣の類似海岸における事業費当たりの民間投資実績等を参考にして今後の投資額を予測する。なお、国土交通省河川局が平成13年に全国を対象に実施した調査結果によれば、海岸事業費に対する民間投資係数は、0.173程度であった。

また、民間消費需要誘発効果とは、海岸事業と直結した海水浴、海釣り等の消費需要を指す。具体的な算出方法としては、既整備区間や近隣の類似海岸における年間利用者数の増減等を参考にして今後の利用者数を予測し、これに民間消費単価(海水浴7,290円、海釣り5,120円等「レジャー白書2001」)を乗じることにより予測する。

3点 特に変化は無いと思われる。

1点 関係市町村で、生産額の減少が見込まれる。

【大項目：波及的影響 中項目：地域経済 小項目：雇用の増加】

1. 雇用の増加

5点 関係市町村で、雇用創出効果が見込まれる。

《解説》

雇用創出効果としては、投資(公共・民間)から誘発される雇用と、消費から直接派生する雇用とがある。

公共投資の誘発雇用は、公共事業の投資額あたりの誘発就業者数(13.12人/億円「就業の集約表平成7年版(建設調査統計課資料)」)に総事業費を乗じることにより算出する。また、民間投資の誘発効果についても、民間建築の投資額あたりの誘発就業者数(13.57人/億円「同上」)に総事業費を乗じることにより算出する。

民間消費から直接派生する雇用については、例えば海水浴であれば、鉄道輸送、道路旅客輸送、娯楽サービス、一般飲食店等の消費の集合体であると考えられるが、海岸利用による消費により直接派生する雇用は、簡便法として一般飲食店の就業係数(16.3人/億円「同上」)で代表される仮定して算出する。

3点 特に変化は無いと思われる。

1点 関係市町村で、雇用者の減少が見込まれる。

【大項目：波及的影響 中項目：安全 小項目：自然災害の減少】

1. 災害発生時の影響（浸水想定区域に対する影響）

（原則として、市町村の大字、字単位）

5点 地域の存続に関わる影響がある。（当該地域自身への影響）

浸水戸数が地域全体の戸数の95%以上

地域にとって生命線となる公共・公益施設（唯一の生活道路、ライフライン、官公署（市町村レベル）等）の存在

《解説》

唯一の生活道路：背後に急峻な山地が迫り、被災することにより当該地域の生活に対して致命的な影響を与える一本道の道路であり、かつ代替ルートに km 又は2時間以上要する道路。

例えば、半島の先の地先海岸で、アクセス道路は半島を周回する道路しかない場合。

なお、同様の立地条件であっても、直轄国道や主要都市を結ぶ幹線道路、鉄道等の被災により物流や観光等の広域的な影響を与える道路・鉄道等については広域的な影響の項目で評価することとし、重複評価しないよう注意する。

ライフライン：唯一の生活道路を利用した電気（送電線や変電施設）・水道・ガス等の幹線ライフライン。

官公署：当該市町村の本庁舎や総合病院（国立又は県立）、電話交換施設、防災拠点施設・避難施設等。

地域の基幹産業施設の存在（例えば、企業の城下町となっている工場、温泉街等）

《解説》

大規模工場施設、旅館街、大規模商業施設、大規模レジャー施設等が該当す

4点 地域にとって重大な影響がある。（当該地域自身への影響）

浸水戸数が全体の戸数の90%以上

農地浸水面積が地域全体の農地面積の50%以上

重要な公共・公益施設（官公署等）の存在：代替機能がある

《解説》

日常生活への利便性を損なうが、代替機能を有する施設。

例えば、地域にとって重要な生活道路（代替ルートに要する時間が2時間以内の道路）、公民館、市民会館、当該市町村の出先機関（分庁舎）、保育園・幼稚園・学校、

等。

3点 上記に該当しない。

2. 過去の災害実績（激甚災害の発生の有無）

5点 過去、高潮・津波により、激甚な災害が発生。

死者・行方不明者が地域の人口の10%以上もしくは浸水戸数が地域全体の戸数の90%以上

3点 上記に該当しない。

3. 過去の災害実績（過去10年間の災害実績）

5点 重大な災害の発生

死者・行方不明者が発生

《解説》

死者・行方不明者は、海岸災害により発生した死者・行方不明者を対象とし、事故等により発生したものを含まない。

浸水戸数が地域全体の戸数の50%以上

農地浸水面積が地域全体の農地面積の50%以上

重要な公共・公益施設（唯一の生活道路、ライフライン、官公署（市町村レベル）等）の被災

《解説》

唯一の生活道路：背後に急峻な山地が迫り、被災することにより当該地域の生活に対して致命的な影響を与える一本道の道路。

例えば、半島の先の地先海岸で、アクセス道路は半島を周回する道路しかない場合。

なお、同様の立地条件であっても、直轄国道や主要都市を結ぶ幹線道路、鉄道等の被災により物流や観光等の広域的な影響を与える道路・鉄道等については広域的な影響の項目で評価することとし、重複評価しないよう注意する。

ライフライン：唯一の生活道路を利用した電気（送電線や変電施設）・水道・ガス等の幹線ライフライン。

官公署：当該市町村の本庁舎や総合病院（国立又は県立）、電話交換施設、防災拠点施設・避難施設等。

地域の基幹産業施設の被災（例えば、企業の城下町となっている工場、温泉街等）

《解説》

大規模工場施設、旅館街、大規模商業施設、大規模レジャー施設等が該当す

る。

海岸保全施設災害が頻発（5回以上）

4点 災害の発生

人家への浸水・越波（20回以上）

農地浸水面積が地域全体の農地面積の10%以上

公共・公益施設（県道、公民館、市民会館、官公署（市町村レベル）等）の被災

《解説》

短期的には日常生活への利便性を損うが、代替機能を有する施設。

例えば、唯一の道路ではない国道・県道・市町村道、公民館、市民会館、当該市町村の出先機関（分庁舎）、保育園・幼稚園・学校、等

道路の通行止めが頻発（10回以上）

地域の産業施設の被災

《解説》

中規模工場施設、複数の旅館、商業施設街、レジャー施設等が該当する

海岸保全施設の損傷（沈下、クラック等）（3回以上）

3点 上記に該当しない。

4．災害発生の危険度（計画波浪に対する越波高）

5点 計画波浪に対する打上げ高が施設天端高に比べて2.5m以上高い

4点 計画波浪に対する打上げ高が施設天端高に比べて2.5未満～1.5m以上

上

3点 上記に該当しない。

5．災害発生の危険度（ゼロメートル地帯内の戸数）

5点 ゼロメートル地帯内の戸数が地域全体の戸数に占める割合が大（60%以上）

4点 ゼロメートル地帯内の戸数が地域全体の戸数に占める割合が中（60%未満～30%以上）

3点 上記に該当しない。

6．災害発生危険度（耐震点検による危険箇所延長）

- 5点 耐震点検による危険箇所延長が大（50%以上）
- 4点 耐震点検による危険箇所延長が中（50%未満～10%以上）
- 3点 上記に該当しない。

7．災害発生危険度（災害の危険性の高い自然条件）

- 5点 勾配（1/10以上）、外洋に直接面しているもしくは台風の常襲地帯のいずれにも該当。
- 4点 上記、のいずれかに該当
- 3点 上記に該当しない。

8．災害の危険回避性（津波・高潮防災ステーション）

- 5点 「津波・高潮防災ステーション」に認定される予定である。
- 3点 「津波・高潮防災ステーション」に認定される予定はない。

【大項目：波及的影響 中項目：環境 小項目：生活環境の保全】

1．飛沫の有無（飛沫による影響）

- 5点 道路の通行止め等が発生している場合
- 4点 飛沫により、背後地の生活環境が著しく悪化している。
- 3点 飛沫なし

2．飛砂の有無（飛砂による影響）

- 5点 道路の通行止め等が発生し砂の除去を実施している場合
- 4点 飛砂により、背後地の生活環境が著しく悪化している。

3点 飛砂なし

【大項目：波及的影響 中項目：環境 小項目：自然環境の保全】

1. 自然環境等（自然環境への効果）

5点 自然環境への著しい影響を防止する。（国、県に指定された貴重種・景観への影響）

《解説》

例えば、高潮災害により、ウミガメ・カブトガニの産卵場が損なわれることや、天然記念物に指定されている海浜植生群落の生息地が減少すること、又はレッドデータブック（“わが国における保護上重要な植物（植物レッドデータブック）” “植物群落レッドデータブック” “日本の絶滅のおそれのある野生動物”（動物レッドデータブック））に指摘されている動植物並びに植物群落が減少すること、などの影響を防止する。

4点 自然環境への影響を防止する。

《解説》

例えば、砂浜の長期的な減少（侵食）により、「白砂青松百選」や「日本の渚百選」に指定されている景観が損なわれる可能性がある場合や、地方自治体で作成したレッドデータブックに指摘されている動植物並びに植物群落が減少することなどの影響を防止する。

3点 上記に示した該当事項がない。

2. 自然との共生（魚を育む海岸づくり）

5点 「魚を育む海岸づくり」に認定される予定である。

3点 「魚を育む海岸づくり」に認定される予定はない。

3. 自然との共生（エコ・コースト事業）

5点 「エコ・コースト事業」に認定される予定である。

3点 「エコ・コースト事業」に認定される予定はない。

【大項目：波及的影響 中項目：環境 小項目：景観等の改善】

1. 景観への配慮（自然豊かな海と森の整備対策事業）

- 5点 「自然豊かな海と森の整備対策事業」に認定される予定である。
- 3点 「自然豊かな海と森の整備対策事業」に認定される予定はない。

2. 自然公園法に基づく公園の有無

- 5点 自然公園法に基づく公園がある。
- 3点 上記に該当しない。

【大項目：波及的影響 中項目：地域社会 小項目：地域資源の活用】

1. 海水浴場の有無

- 5点 海水浴場として利用されている。
- 3点 上記に該当しない。

【大項目：波及的影響 中項目：地域社会 小項目：地域社会の安定化】

1. 災害弱者施設の有無

- 5点 災害弱者施設が存在する。

《解説》

病院、老人ホーム、身障者施設等の災害時における避難の困難な人が多数存在する施設。

- 3点 上記に該当しない。

2. 防護区域における地域開発等の程度（地域の振興計画への位置付け）

5点 災害の危険性が地域発展の制約となっている。

4点 想定浸水区域が地域の振興計画等に位置付けられている。

《解説》

想定浸水区域が市町村のマスタープランの振興地域に指定されているなど、重点的に整備されることとなっている。

3点 上記に該当しない。

3. 地域格差の是正

5点 背後地が条件不利地域（地域振興法等）の指定地域である

3点 上記に該当しない。

【大項目：波及的影響 中項目：地域社会 小項目：地域文化の振興】

1. イベント開催状況

5点 イベントが開催されている。

浜辺の利用度大（イベントの開催等により利用が行われている）

《解説》

海浜でビーチバレー大会や運動会、トライアスロン、海水浴、地引き綱、祭り、キャンプ、潮干狩り、マリンスポーツ、コンサート等のイベントが行われている。

4点 イベントが開催される予定がある。

《解説》

例えば、砂浜の回復によりイベント開催が行なわれる予定がある。過去にイベントを開催していたが再開するために、砂浜の回復が望まれている。

3点 上記に該当しない。

2. 文化財等の地域遺産に対する影響

5点 特に重要な文化財等の地域遺産の被災を防止する。

特に重要な文化遺産の存在

《解説》

文化財保護法に基づき指定されている文化財のうち簡易に移動できない国宝、特別史跡、特別名勝、特別天然記念物の被災を防止する。

4点 重要な文化財等の地域遺産の被災を防止する。

重要な文化遺産の存在

《解説》

文化財保護法に基づき指定されている文化財のうち簡易に移動できない重要文化財、史跡、名勝、天然記念物の被災を防止する

3点 上記に該当しない。

【大項目：実施環境 中項目：事業の実効性 小項目：地域の同意】

1. 地元協議状況

5点 地元関係者との協議決着済み。

4点 地元関係者との事前協議済み。

3点 上記に該当しない。

2. 地元の協力体制（海岸愛護・防災等の活動状況）

5点 当該海岸において清掃活動や海岸愛護活動、防災訓練等が毎年実施されている。

《解説》

毎年、清掃活動や海岸愛護月間での活動、浜辺の動植物等の保護・観察活動、防災訓練等の活動が行われている。又は、警報・サイレン等の海岸災害に対する防災施設が整備されている。

さらに、事業完了後の維持管理に関する地元の協力体制として、海岸愛護や防災等が継続的に実施される見通しがある。

3点 上記に該当しない。

【大項目：実施環境 中項目：事業の実効性 小項目：法手続きの状況】

1. 海岸保全区域の設定状況

- 5点 海岸保全区域として設定済み。
- 0点 上記に該当しない。（前提条件としてOUT）

【大項目：実施環境 中項目：事業の成立性 小項目：上位計画との関連】

1. 海岸保全基本計画への位置付け

- 5点 海岸保全基本計画に位置付けられている。
- 3点 海岸保全基本計画に位置付けられていない。

【大項目：実施環境 中項目：事業の成立性 小項目：他事業との関連】

1. 背後地の関連事業の状況

- 5点 当該事業と一体的に整備する他事業が進捗しており、当該事業について早期の事業実施が必要。

《解説》

国や自治体等の公的機関が運営する宿泊施設・温泉施設・レジャー施設、海浜公園、又は、民間の運営する大規模レジャー施設が整備中。又は、既に実施設計が行われているなど、翌年度中の整備着手が確実なもの。

- 3点 関連する他事業が無い。

2. 当該事業に隣接する関連事業の状況

- 5点 当該事業との整合が図られている。

《解説》

広域的、長期的な視点から海岸保全を図るため、隣接海岸における海岸事業との整合が図られている。

- 3点 隣接する関連事業と調整中、もしくは隣接する関連事業がない。
- 1点 隣接する関連事業と整合が図れない。

3. 他事業との調整（渚の創生事業）

- 5点 「渚の創生事業」に認定される予定である。
- 3点 「渚の創生事業」に認定される予定はない。

4. 他事業との調整（C.C.Z.）

- 5点 「C.C.Z.」に認定される予定である。
- 3点 「C.C.Z.」に認定される予定はない。

【大項目：実施環境 中項目：事業の成立性 小項目：技術的難易度】

1. 代替案の検討状況

- 5点 代替案の検討を行っている。

《解説》

大規模工事や自然環境保全対策など、技術的な難易度が高いため、計画段階において比較検討しているもの。

- 3点 代替案の検討を行っていない。

侵食対策

【大項目：事業効率 中項目：投資効率性】

1. 費用対効果 **〔別掲〕**

(注) 高潮対策と同じ評価項目については**〔別掲〕**と記述

5点 費用対効果：B/C 1

0点 費用対効果：B/C < 1 (前提条件で OUT)

【大項目：波及的影響 中項目：住民生活 小項目：公共サービスの向上】

1. 災害発生時の影響(広域的な影響) **〔別掲〕**

(広域：国、県レベルでの影響)

5点 広域的な影響がある。(隣接地域、関連地域への影響)

特に重要かつ広域的な公共・公益施設(高速道路、幹線鉄道、空港等)の存在

在

《解説》

高速道路、新幹線や 本線等の幹線鉄道、第3種以上の空港等の施設に該当するもの。

4点 広域的な影響がある。(隣接地域、関連地域への影響)

広域的な公共・公益施設(直轄国道、広域的なライフライン、鉄道、空港、官公署(国(ブロック機関)、県庁)等)の存在

《解説》

直轄国道 号線、送電線やガス・水道、下水道の幹線、共同溝、出力数十万kw以上の発電施設、国の出先機関や合同庁舎、県庁舎、下水処理施設、ゴミ焼却施設に該当するもの。

3点 上記に該当しない。

【大項目：波及的影響 中項目：住民生活 小項目：生活機会の拡大】

1. 海岸利用のしやすさ（いきいき・海の子・浜づくり） **〔別掲〕**

- 5点 「いきいき・海の子・浜づくり」に認定される予定である。
- 3点 「いきいき・海の子・浜づくり」に認定される予定はない。

2. 海岸利用のしやすさ（海と緑の健康地域づくり） **〔別掲〕**

- 5点 「海と緑の健康地域づくり」に指定される予定である。
- 3点 「海と緑の健康地域づくり」に指定される予定である。

【大項目：波及的影響 中項目：住民生活 小項目：快適性の向上】

1. 海辺眺望の可能性（水たたき通路延長） **〔別掲〕**

- 5点 計画されている階段護岸延長が護岸延長の80%以上。

《解説》

海辺の眺望障害解消のため、計画されている水たたき連続通路延長の割合。

- 4点 計画されている階段護岸延長が護岸延長の40%以上80%未満。
- 3点 階段護岸の計画がない。

2. 海辺へのアプローチ性（階段護岸延長） **〔別掲〕**

- 5点 計画されている水たたき連続通路延長が護岸延長の80%以上

《解説》

200m 程度毎に水際まで近づくことができる安全な通路が計画されていれば100%。（アンケート調査結果より）

80%とは250m 程度毎に安全な通路が計画されているケース。

- 4点 計画されている水たたき連続通路延長が護岸延長の40%以上80%未満
- 3点 上記に該当しない。

【大項目：波及的影響 中項目：地域経済 小項目：生産の拡大】

1. 生産の拡大 (別掲)

5点 関係市町村で、民間投資誘発効果が見込まれる。

《解説》

民間投資誘発効果とは、海岸事業と直結した住宅建築、産業立地等の民間投資を指す。具体的な算出方法としては、既整備区間や近隣の類似海岸における事業費当たりの民間投資実績等を参考にして今後の投資額を予測する。なお、国土交通省河川局が平成13年に全国を対象に実施した調査結果によれば、海岸事業費に対する民間投資係数は、0.173程度であった。

また、民間消費需要誘発効果とは、海岸事業と直結した海水浴、海釣り等の消費需要を指す。具体的な算出方法としては、既整備区間や近隣の類似海岸における年間利用者数の増減等を参考にして今後の利用者数を予測し、これに民間消費単価(海水浴7,290円、海釣り5,120円等「レジャー白書2001」)を乗じることにより予測する。

3点 特に変化は無いと思われる。

1点 関係市町村で、生産額の減少が見込まれる。

【大項目：波及的影響 中項目：地域経済 小項目：雇用の増加】

1. 雇用の増加 (別掲)

5点 関係市町村で、雇用創出効果が見込まれる。

《解説》

雇用創出効果としては、投資(公共・民間)から誘発される雇用と、消費から直接派生する雇用とがある。

公共投資の誘発雇用は、公共事業の投資額あたりの誘発就業者数(13.12人/億円「就業の集約表平成7年版(建設調査統計課資料)」)に総事業費を乗じることにより算出する。また、民間投資の誘発効果についても、民間建築の投資額あたりの誘発就業者数(13.57人/億円「同上」)に総事業費を乗じることにより算出する。

民間消費から直接派生する雇用については、例えば海水浴であれば、鉄道輸送、道路旅客輸送、娯楽サービス、一般飲食店等の消費の集合体であると考えられるが、海岸利用による消費により直接派生する雇用は、簡便法として一般飲食店の就業係数(16.3人/億円「同上」)で代表される仮定して算出する。

3点 特に変化は無いと思われる。

1点 関係市町村で、雇用者の減少が見込まれる。

【大項目：波及的影響 中項目：安全 小項目：自然災害の減少】

1. 災害発生時の影響（想定侵食区域内に対する影響）

（原則として、市町村の大字、字単位）

5点 地域の存続に関わる影響がある。（当該地域自身への影響）

50年後の汀線で流失戸数が地域全体の戸数の50%以上

地域にとって生命線となる公共・公益施設（唯一の生活道路、ライフライン、官公署（市町村レベル）等）の存在

《解説》

唯一の生活道路：背後に急峻な山地が迫り、被災することにより当該地域の生活に対して致命的な影響を与える一本道の道路であり、かつ代替ルートに km 又は2時間以上要する道路。
例えば、半島の先の地先海岸で、アクセス道路は半島を周回する道路しかない場合。

なお、同様の立地条件であっても、直轄国道や主要都市を結ぶ幹線道路、鉄道等の被災により物流や観光等の広域的な影響を与える道路・鉄道等については広域的な影響の項目で評価することとし、重複評価しないよう注意する。

ライフライン：唯一の生活道路を利用した電気（送電線や変電施設）・水道・ガス等の幹線ライフライン。

官公署：当該市町村の本庁舎や総合病院（国立又は県立）、電話交換施設、防災拠点施設・避難施設等。

地域の基幹産業施設の存在（例えば、企業の城下町となっている工場、温泉街等）

《解説》

大規模工場施設、旅館街、大規模商業施設、大規模レジャー施設等が該当する。

る。

4点 地域にとって重大な影響がある。（当該地域自身への影響）

50年後の汀線で流出戸数が地域全体の戸数の30%以上

50年後の農地侵食面積が地域全体の農地面積の50%以上

重要な公共・公益施設の存在：代替機能がある

《解説》

日常生活への利便性を損なうが、代替機能を有する施設。

例えば、地域にとって重要な生活道路（代替ルートに要する時間が2時間以内

の道路)、公民館、市民会館、当該市町村の出先機関(分庁舎)、保育園・幼稚園・学校、等。

3点 上記に該当しない。

2. 過去の災害実績(激甚災害の発生の有無)

5点 過去、侵食等により、激甚な災害が発生。

死者・行方不明者が地域の人口の10%以上もしくは侵食戸数が地域全体の戸数の90%以上、又は過去に集落全体が移転した。

3点 上記に該当しない。

3. 過去の災害実績(過去10年間の災害実績)

5点 重大な災害の発生

死者・行方不明者が発生

《解説》

死者・行方不明者は、海岸災害により発生した死者・行方不明者を対象とし、事故等により発生したものを含まない。

侵食戸数が地域全体の戸数の50%以上

農地侵食面積が地域全体の農地面積の50%以上

重要な公共・公益施設(直轄国道、鉄道、空港、官公署(国(ブロック機関)、県庁レベル)等)の被災

《解説》

唯一の生活道路：背後に急峻な山地が迫り、被災することにより当該地域の生活に対して致命的な影響を与える一本道の道路。

例えば、半島の先の地先海岸で、アクセス道路は半島を周回する道路しかない場合。

なお、同様の立地条件であっても、直轄国道や主要都市を結ぶ幹線道路、鉄道等の被災により物流や観光等の広域的な影響を与える道路・鉄道等については広域的な影響の項目で評価することとし、重複評価しないよう注意する。

ライフライン：唯一の生活道路を利用した電気(送電線や変電施設)・水道・ガス等の幹線ライフライン。

官公署：当該市町村の本庁舎や総合病院(国立又は県立)、電話交換施設、防災拠点施設・避難施設等。

地域の基幹産業施設の被災(例えば、企業の城下町となっている工場、温泉街等)

《解説》

大規模工場施設、旅館街、大規模商業施設、大規模レジャー施設等が該当する。

海岸保全施設が全壊

4点 災害の発生

農地侵食面積が地域全体の農地面積の10%以上

公共・公益施設（補助国道、鉄道、空港、官公署（市町村レベル）等）の被災

災

《解説》

短期的には日常生活への利便性を損うが、代替機能を有する施設。

例えば、唯一の道路ではない国道・県道・市町村道、公民館、市民会館、当該市町村の出先機関（分庁舎）等

道路の通行止めが頻発（10回以上）

地域の産業施設の被災

《解説》

中規模工場施設、複数の旅館、商業施設街、レジャー施設等が該当する

海岸保全施設の損傷（沈下、クラック等）

3点 上記に該当しない。

4. 災害発生の危険度（年間侵食速度）

5点 年間侵食速度が大（5m/年）又は近年（5年程度）の侵食速度が過去20～30年程度と比べ5倍以上

4点 年間侵食速度が中（2.5m/年）又は近年（5年程度）の侵食速度が過去20～30年程度と比べ2.5倍以上

3点 上記に該当しない。

5. 災害発生の危険度（汀線後退量）

5点 過去、汀線後退量が150m以上（大規模）

4点 過去、汀線後退量が100m以上（中規模）

3点 上記に該当しない。

6．災害発生の危険度（沿岸漂砂、土砂供給源の現状）

- 5点 沿岸漂砂を遮断する大規模な構造物（建設中も含む）がある、もしくは河川・崖侵食による土砂の供給が急激に減少
- 4点 沿岸漂砂を遮断する大規模な構造物が計画中、もしくは河川・崖侵食による土砂の供給が減少
- 3点 上記に該当しない。

7．災害発生の危険度（災害の危険性の高い自然条件） 〔別掲〕

- 5点 勾配（1/10 以上）、外洋に直接面しているもしくは台風の常襲地帯のいずれにも該当。
- 4点 上記、のいずれかに該当
- 3点 上記に該当しない。

8．災害の危険回避性（津波・高潮防災ステーション） 〔別掲〕

- 5点 「津波・高潮防災ステーション」に認定される予定である。
- 3点 「津波・高潮防災ステーション」に認定される予定はない。

【大項目：波及的影響 中項目：環境 小項目：生活環境の保全】

1．飛沫の有無（飛沫による影響） 〔別掲〕

- 5点 道路の通行止め等が発生している場合
- 4点 飛沫により、背後地の生活環境が著しく悪化している。
- 3点 飛沫なし

2．飛砂の有無（飛砂による影響） 〔別掲〕

- 5点 道路の通行止め等が発生し砂の除去を実施している場合
- 4点 飛砂により、背後地の生活環境が著しく悪化している。
- 3点 飛砂なし

【大項目：波及的影響 中項目：環境 小項目：自然環境の保全】

1．自然環境等（自然環境への効果） **〔別掲〕**

- 5点 自然環境への著しい影響を防止する。（国、県に指定された貴重種・景観への影響）

《解説》

例えば、侵食の進行により、ウミガメ・カブトガニの産卵場が損なわれることや、天然記念物に指定されている海浜植生群落の生息地が減少すること、又はレッドデータブック（“わが国における保護上重要な植物（植物レッドデータブック）” “植物群落レッドデータブック” “日本の絶滅のおそれのある野生動物”（動物レッドデータブック））に指摘されている動植物並びに植物群落が増加することなどの影響を防止する。

- 4点 自然環境への影響を防止する。

《解説》

例えば、砂浜の長期的な減少（侵食）により、「白砂青松百選」や「日本の渚百選」に指定されている景観が損なわれる可能性がある場合や、地方自治体で作成したレッドデータブックに指摘されている動植物並びに植物群落が増加することなどの影響を防止する。

- 3点 上記に示した該当事項がない。

2．自然との共生（魚を育む海岸づくり） **〔別掲〕**

- 5点 「魚を育む海岸づくり」に認定される予定である。
- 3点 「魚を育む海岸づくり」に認定される予定はない。

3．自然との共生（エコ・コースト事業） **〔別掲〕**

- 5点 「エコ・コースト事業」に認定される予定である。
- 3点 「エコ・コースト事業」に認定される予定はない。

【大項目：波及的影響 中項目：環境 小項目：景観等の改善】

1. 景観への配慮（自然豊かな海と森の整備対策事業） **〔別掲〕**

- 5点 「自然豊かな海と森の整備対策事業」に認定される予定である。
- 3点 「自然豊かな海と森の整備対策事業」に認定される予定はない。

2. 自然公園法に基づく公園の有無 **〔別掲〕**

- 5点 自然公園法に基づく公園がある。
- 3点 上記に該当しない。

【大項目：波及的影響 中項目：地域社会 小項目：地域資源の活用】

1. 海水浴場の有無 **〔別掲〕**

- 5点 海水浴場として利用されている。
- 3点 上記に該当しない。

【大項目：波及的影響 中項目：地域社会 小項目：地域社会の安定化】

1. 災害弱者施設の有無 **〔別掲〕**

- 5点 災害弱者施設が存在する。

《解説》

病院、老人ホーム、身障者施設等の災害時における避難の困難な人が多数存在する施設。

- 3点 上記に該当しない。

2. 防護区域における地域開発等の程度

(地域の振興計画への位置付け) **〔別掲〕**

5点 侵食の進行・危険性が地域発展の制約となっている。

4点 想定侵食区域が地域の振興計画等に位置付けられている。

《解説》

想定侵食区域が市町村のマスタープランの振興地域に指定されているなど、重点的に整備されることとなっている。

3点 上記に該当しない。

3. 地域格差の是正 **〔別掲〕**

5点 背後地が条件不利地域（地域振興法等）の指定地域である

3点 上記に該当しない。

【大項目：波及的影響 中項目：地域社会 小項目：地域文化の振興】

1. イベント開催状況 **〔別掲〕**

5点 イベントが開催されている。

浜辺の利用度大（イベントの開催等により利用が行われている）

《解説》

海浜でビーチバレー大会や運動会、トライアスロン、海水浴、地引き綱、祭り、キャンプ、潮干狩り、マリンスポーツ、コンサート等のイベントが行われている。

4点 イベントが開催される予定がある。

《解説》

例えば、砂浜の回復によりイベント開催が行なわれる予定がある。過去にイベントを開催していたが再開するために、砂浜の回復が望まれている。

3点 上記に該当しない。

2. 文化財等の地域遺産に対する影響 **〔別掲〕**

5点 特に重要な文化財等の地域遺産の被災を防止する。

特に重要な文化遺産の存在

《解説》

文化財保護法に基づき指定されている文化財のうち簡易に移動できない国宝、特別史跡、特別名勝、特別天然記念物の被災を防止する。

4点 重要な文化財等の地域遺産の被災を防止する。

重要な文化遺産の存在

《解説》

文化財保護法に基づき指定されている文化財のうち簡易に移動できない重要文化財、史跡、名勝、天然記念物の被災を防止する

3点 上記に該当しない。

【大項目：実施環境 中項目：事業の実効性 小項目：地域の同意】

1. 地元協議状況 **〔別掲〕**

5点 地元関係者との協議決着済み。

4点 地元関係者との事前協議済み。

3点 上記に該当しない。

2. 地元の協力体制（海岸愛護・防災等の活動状況） **〔別掲〕**

5点 当該海岸において清掃活動や海岸愛護活動、防災訓練等が毎年実施されている。

《解説》

毎年、清掃活動や海岸愛護月間での活動、浜辺の動植物等の保護・観察活動、防災訓練等の活動が行われている。又は、警報・サイレン等の海岸災害に対する防災施設が整備されている。

さらに、事業完了後の維持管理に関する地元の協力体制として、海岸愛護や防災等が継続的に実施される見通しがある。

3点 上記に該当しない。

【大項目：実施環境 中項目：事業の実効性 小項目：法手続きの状況】

1. 海岸保全区域の設定状況 **〔別掲〕**

5点 海岸保全区域として設定済み。

0点 上記に該当しない。（前提条件でOUT）

【大項目：実施環境 中項目：事業の成立性 小項目：上位計画との関連】

1. 海岸保全基本計画への位置付け **〔別掲〕**

5点 海岸保全基本計画に位置付けられている。

3点 海岸保全施設計画に位置付けられていない。

【大項目：実施環境 中項目：事業の成立性 小項目：他事業との関連】

1. 背後地の関連事業の状況 **〔別掲〕**

5点 当該事業と一体的に整備する他事業が進捗しており、当該事業について早期の事業実施が必要。

《解説》

国や自治体等の公的機関が運営する宿泊施設・温泉施設・レジャー施設、海浜公園、又は、民間の運営する大規模レジャー施設が整備中。又は、既に実施設計が行われているなど、翌年度中の整備着手が確実なもの。

4点 関連する他事業が無い。

3点 当該事業と一体的に機能する他事業と進捗について整合が図られていない。

2. 当該事業に隣接する関連事業の状況 **〔別掲〕**

5点 当該事業との整合が図られている。

《解説》

広域的、長期的な視点から海岸保全を図るため、隣接海岸における海岸事業との整合が図られている。

3点 隣接する関連事業と調整中、もしくは隣接する関連事業がない。

1点 隣接する関連事業と整合が図れない。

3. 他事業との調整（渚の創生事業） **〔別掲〕**

5点 「渚の創生事業」に認定される予定である。

3点 「渚の創生事業」に認定される予定はない。

4. 他事業との調整（C.C.Z.） **〔別掲〕**

5点 「C.C.Z.」に認定される予定である。

3点 「C.C.Z.」に認定される予定はない。

【大項目：実施環境 中項目：事業の成立性 小項目：技術的難易度】

1. 代替案の検討状況 **〔別掲〕**

5点 代替案の検討を行っている。

《解説》

大規模工事や自然環境保全検討など、技術的な難易度が高いため、計画段階において数案比較検討しているもの。

3点 代替案の検討を行っていない。

海岸環境整備

【大項目：波及的影響 中項目：地域社会 小項目：地域文化の振興】

3. 浜辺の利用（年間利用人口）

- 5点 年間利用人口が地元市町村人口の30倍以上あるいは10万人以上。
 - 4点 年間利用人口が地元市町村人口の5倍以上あるいは2万人以上。
 - 3点 上記に該当しない。
-